

「なくそう！子どもの貧困」  
全国ネットワークは  
市民とともに歩んで、  
**2020年に設立10年**を  
迎えました。  
(設立宣言より)

「人類は、子どもに対し、最善のものを与える義務を負う」——20世紀のはじめ、国際連盟の総会で採択された「児童の権利に関するジュネーブ宣言」は、まさに「子どもの世紀」の幕開けとなるものでした。そして、「子どもの最善の利益」を共通の目標として、成長・発達する存在である子どもの幸福追求権を保障するために、国際的な取り組みが進められてきました。

しかし、その後の社会経済の進展は、平和で平等な社会の進展には結びつかないばかりか、多くの子どもから夢を奪うような現実となって、子どもの暮らしをおびやかしています。2007年の国連総会では、「子どもが経験する貧困は、子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定と考えられる」として、貧困にさらされる子どもを生み出す現代社会に警鐘を鳴らしています。

2009年は、国連で「子どもの権利宣言」が採択されてから50周年、子どもの権利条約採択20周年という子どもの権利実現にとって、大きな節目の年でした。そしてその年、日本政府は、はじめて子どもの貧困率とひとり親家庭の貧困率を公表したのでした。

私たちは、政府が子どもの貧困率の削減目標をつくり、子どもの貧困をなくすための具体的な計画を立てることを求めていきたいと思います。そして、相対的貧困率という一つの指標・数値だけでは見えてこない子どもの貧困の実相を、領域横断的な視座やひとりの人間の一生といった時間的継続的な視座からも明らかにする努力を重ねていきます。

私たちは、子どもの貧困のない社会、子どもの貧困を放置しない社会をつくることをめざします。行政と市民、国と自治体、NPO・団体と個人などそれぞれの領域・持ち場から、子どもたちの暮らすそれぞれの地域から、手を取り合って、取り組みをすすめていきましょう。

私たちは、このネットワークが、  
その要となり、つながりをつくり  
広げる場、発信していく場に  
なることを願っています。



2010年4月25日

あなたもぜひ、メーリングリストへ

ネットワークは、会員・会費制をとらず、2100人以上が参加するメーリングリストでの情報発信・共有、相互交流などを中心に、ゆるやかなつながりで運営されています。ホームページの「登録フォーム」よりお申し込みください。

ホームページ  
<http://end-childpoverty.jp>

出版物

『子どもの貧困ハンドブック』  
松本伊智朗・湯澤直美・平湯真人・山野良一・中嶋哲彦 編著  
「なくそう！子どもの貧困」 全国ネットワーク編  
かもがわ出版 2016年

活動資金のご寄付にご協力お願いいたします。

●郵便振替／ゆうちょ銀行からの振込

口座番号	00180 - 5 - 599605
加入者名	なくそう子どもの貧困全国ネットワーク

●銀行振込／ゆうちょ銀行以外の金融機関からの振込

銀行名	ゆうちょ銀行
金融機関コード	9900
店番	019
預金種目	当座
店名	〇一九 店(ゼロイチキユウ店)
口座番号	0599605
受取人名	ナクソウコドモノヒンコンゼンコケネットワーク



「なくそう！子どもの貧困」  
全国ネットワーク  
TEL  
● 070-6576-3495  
メールアドレス  
● [mail@end-childpoverty.jp](mailto:mail@end-childpoverty.jp)

このリーフレットは、公益社団法人 キリン福祉財団の助成により作成しています。

子どもの貧困対策法・大綱が  
新しくなりました。



「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク

日本における子どもの貧困解決を目的として、  
2010年に設立された個人参加のネットワークです。

# 日本の子どもの相対的貧困率は 13.5%

国際的な基準によって計算。17歳以下の子どもたち貧困線以下で暮らす子どもの割合。  
国際的に見ても高い水準

## 子どもの相対的貧困率



これは、およそ7~8人に1人、  
全国では、約260万人の子どもたちが  
貧困な暮らしを  
していることになります。

親子4人で、手取り  
月収約21万円以下

でも、子どもの貧困は、経済的困難・「お金(収入)がない」ことを表すこれらの数字からだけでは、とらえられません。ほかの子どもたちはあたりまえにできることなのに、お金がないことによって、食事が十分にとれない、病気になっても医者にかかれないと、家族旅行をしたことがない、部活に参加できない、修学旅行に行かれない、進学できないといった問題も、真剣に考えなくてはなりません。

日本にはまだ、子どもの貧困をとらえる  
十分な定義やものさしがない  
と言わざるをえません。



## 日本の子どもの貧困の特徴は?

1 母子家庭の貧困率がとても高く、  
ひとり親家庭の貧困率は、  
なんと! **48.1%**  
2020年厚生労働省発表

就労率は  
世界の  
トップクラス  
なのに



女性の賃金は男性の約70%

ジェンダーギャップ指数は153か国中121位  
2019年世界経済フォーラム



2 お母さんやお父さんが  
まじめに働いても貧困  
=賃金が低い+非正規雇用  
長時間労働、ダブル・トリプルワークも…

まさに  
ワーキング  
プア!

3 働いたお金から  
税金・社会保険料などを払うと、  
各種の手当を受けても、  
貧困状態が十分に改善されない政策・制度

ありえなーい!  
世界でも  
めずらしい

4 卒業後の  
奨学金返済も  
たいへん!

高校・大学の学費負担だけでなく、  
無償とされる義務教育での  
給食費・教材費・課外活動費など  
学校教育にとてもお金がかかる



5 子育て・教育は過度に家庭の責任とされ、  
困難を抱える親子、家庭の支援自体を得られない子ども・若者には、  
不利が大きくのしかかる

スタートラインから  
不公平

## 子どもの貧困対策法は新しくなったけれど… まだまだ、たいへん!

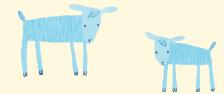
子どもの貧困は、現代日本の重大な社会問題。  
決して、その人個人のせい(自己責任)ではありません。

そうです! 子どもの貧困対策は子どもの権利の保障。  
私たちの社会のあり方そのものが問われています。



## 子どもの貧困対策法

2019年改正のポイント



(第1条 目的) 子どもの将来のみならず、「現在」も改善することを明記

(第2条 基本理念) 子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの意見が尊重されることを明記

(第9条 市町村計画) 都道府県のみならず、市区町村も子どもの貧困対策計画策定が努力義務に

## 私たちのよびかけ



子ども・若者とともに、  
広い領域・立場の市民のネットワークを  
つくりましょう。

- 1 子どもの権利の保障という視点・立場から貧困の緩和・解決を図るために、学習・啓発・政策化をすすめましょう。
- 2 特に困難な問題(障がい、虐待、不登校、海外にルーツをもつこと、社会的養護とその後の暮らし、若年出産、保護者の障がい・疾病など)を抱える子どもへの手厚い政策とともに、すべての子どもを対象とする公的で普遍的な制度設計を求めていきましょう。
- 3 経済的困難を抱える子どもと家族が孤立しがちであることから、総合的で切れ目のない支援を早期に、ライフステージに合わせて行うこと求めています。
- 4 子どもの貧困対策の意思決定の場への当事者・援助職など関係者の参加を求めましょう。
- 5 子どもの貧困率の削減目標をつくり、それを達成するためには保護者の労働・雇用条件の改善と所得再分配の強化を政府に求めていきましょう。